第 15 回大和川流域委員会 議事概要

開催日時:平成21年9月18日(金)13:00~16:00 場所:大阪YMCA国際文化センター 2階ホール

委員出欠数:出席14名,欠席3名

1. 議事

(1) 第14回大和川流域委員会審議報告

第14回大和川流域委員会審議報告がなされた。

(2) 大和川水系河川整備計画(原案)のたたき台

河川管理者より大和川水系河川整備計画(原案)のたたき台について説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。

- P3 の真ん中、柏原船の記述について、柏原船は平野川を京橋までさかのぼる船である。 例えば明治時代の運賃表というのがあるが、その場合には柏原船と言わないで国分船と 表現されている。国分船と言い換えたほうがよいのではないか。
- もう少し勉強させて頂き、適切な記述になるようしたい。別途、直接ご指導にお伺いする場合にはよろしくお願いしたい。
- P10、大和川の流域に生息する動植物について、絶滅危惧種的な貴重なものがあったのかどうか、ないから書いていないのか、あるけれども当委員会の情報公開の規定によって書いていないのか。
- 現在、大和川の流域には絶滅が危惧されるようなものはいないと考えており、特に意識的に除外したものはない。貴重性については、様々な基準があり、少し貴重とされるランクに入るものはいる。
- P17、大和川の現状と課題で亀の瀬の狭窄部の記述について、13回流域委員会の議事録及び議事概要にもあるが、トンネルバイパス案を実施するという決定をしておきながら記入していないのはどうしてか。
- 今後 200 年の計画である河川整備基本方針では実施するが、今回の整備計画は今後 30 年間の計画であり、この中では実施しない方向で考えている。この部分については次回の委員会で報告したいと思っている。
- 水系というとらえ方であれば、世界遺産になっている佐保川源流の春日山原生林などの 記述も必要と思う。
- 生物の表記の仕方については、指導頂くなど生物学的におかしくないようにして欲しい。
- 大和川の自然の状態について、目標につながる評価があった方が良いのではないか。
- 資料編等にも記載されるかもしれないが、利水のところで、上水、工水、農水について、 区別が可能なら用途別の内訳がわかるような資料も出して頂きたい。
- 河川法第16条2にあるように、いろいろな層の意見を聞いて総合的に整備計画を立てる ことが盛り込まれていないといけない。河川法の読み方を間違うのではという印象を受 けた。
- 第 16 条 2 項の話は 3 章、4 章の議論になるが、整備計画を硬直化させてやっていくとは 考えていない。30 年先を見据えた計画であるが、技術の蓄積、新たな知見による課題の 判明、地球温暖化および他機関との協議・調整等も踏まえ、順応的・柔軟的な計画と認 識している。

- P6、亀の瀬の地滑りは大きな問題であり、委員会でどのように考えるか、整備計画にど う位置づけるかは非常に重要である.こういう段階では、きちんと取り上げて欲しい。
- 戦後最大洪水である S57 洪水の 2,500m3/s(柏原地点)が目標流量であるが、計画高水の 5200m3/s とは大きく離れている。河道だけで 5200m3/s というのは無理ではないか。上 流の奈良県との関係になると思うが、河道対策と流域対策をどのように仕分けていくの かがわかるように記述して欲しい。
- 農業用水には慣行水利権がたくさんはりついているが、直轄区間ではなく、ほとんどが 指定区間にある。どのように仕分けをしていくのかがわかるように記述して欲しい。ま た、「慣行水利権の許可水利権への切りかえ」と書いてあるが具体的にどうするのかわか るように、第4章で記載して欲しい。
- 基準渇水流量に対して正常流量が大きすぎる。正常流量の設定根拠となる資料を委員会 に提出して欲しい。検討指針も併せて出して欲しい。
- 正常流量は基本方針で決定されている。検討資料があるので再度送付もしくは説明は可能である。
- P11、河口の評価の部分は歴史を踏まえた記述の仕方を検討して頂きたい。
- P22、「風土は稀薄である」と言い切るよりは、研究とか取り組みが今始まっているなど、 今後につながる前向きの記述にした方が良いのではないか。
- P29、下流区間の整備目標について記述されているが、堤防整備だけでなく浚渫も必要と 考えている。浚渫すれば戦後最大の昭和57年の水害でも一応大丈夫だというふうに考え て差し支えないのか。
- 下流区間というのは亀の瀬から河口部までの大阪府域をあらわしており、堤防整備や河 道掘削の必要があるということを書いている。昭和57年のような大きな水害が再度起 こった場合にバランスよく安全度が高まるということを1つの目標にしたいと考えてい る。
- 高規格堤防にすれば河川の疎通能力は上昇するという理解でいいのか。
- 自然現象は計画を超えることもある。万が一あふれた場合にも決壊しない、そういうことが非常に大事だと考えており、高規格堤防はそういう堤防の質的な整備である。
- 亀の瀬についてはあまり歴史的なことが書かれていない。もう少し書き込む必要があるのではないか。有史以来、地すべりを繰り返してきたと言われており、万葉集等にも出てくる。古代以来、大和から河内へ歩く時は川筋を避けており、地すべり地帯ということが共通認識であったと思われる。
- P26、「流域全体の治水安全度の向上を図る」とあるが、新しい河川法では、治水安全度ではなく、流域の人の命を守ることが最優先されるべきであるというのが基本的なコンセプトであったと思う。治水安全度を上げても、堤防が不完全であれば破堤する危険性が出てくるといったこともあり、治水のコンセプトをわかりやすく書くべきではないか。
- 持ち帰り検討したい。場合によっては質問について改めて確認したい。
- P11、「河川景観の特徴」で中流部について沿川だけでなく河道についても特徴を書くべきではないか。
- P17以降の「大和川の現状と課題」で、河川景観についての課題も書くべきではないか。
- P34の「河川景観の目標」では、"治水、利水との整合を図りつつ河川景観を維持形成していくのか"、"治水、利水対策をする時にも大和川は大和川としての歴史と文化を育む河川景観を維持形成していくと考えるのか"では大きく違う。P31さらにはP25で河川景観や河川環境のことを充実してうたっておくと、母なる大和川を形成していくということに繋がっていくのではないか。

- 指摘も踏まえて、検討したい。
- P17、「地すべり防止対策の完了後も」とあるが、工事が終わると何をしてもいいという 誤解が生じないような表現にすべき。
- 河川整備計画の目標を戦後最大相当となる規模の洪水を安全に流下するということの基本的な考え方を説明して欲しい。戦後、1945年から現在までの期間が適当と考えているのか。全国一律、戦後最大流量を安全に流下させるという目標に設定するのか。それとも、我が国の経済的な実力というか、そういうことを考えて戦後最大という目標にしているのか。
- P29、奈良県での遊水地整備はどういうものなのか、自治体の総合治水対策とどの程度の 連動ができるのかなど、次回4章について説明を聞いた上で、3章の話しに戻って議論 する必要がある。

(3) 流域委員会の今後のスケジュール (案)

- 整備計画原案は、まだ抽象的な文言であり、基本的なコンセプトについて、あいまいな 所を残している。あいまいなことはできる限り排除して、煮詰めていかないといけない ことを認識して欲しい。10月末に4章まで全部説明して終わりになるのか。
- 流域委員会としての了解は、次回だけでなく、1月中旬までにあと3回というスケジュールで考えている。

(4) 河川整備計画(原案)に対する関係住民の意見の聴き方(案)

- 原案の公表から約1カ月で公聴会を終えることになっているが可能なのか。委員は何年 も話し合いしてきているが、住民にはきちんと広報する必要があるのではないか。
- 第16回の審議状況に応じて、住民意見の聴取を実施したい。第17回、18回と流域 委員会で意見を聞きつつ、住民からも並行して意見を聞くという流れで考えている。当 流域委員会の告知は、1カ月程度前から行っており、同様の時間を設定している。やや タイトなスケジュールなので、柔軟に対応していきたい。
- 意見聴取については、住民にダイジェスト版的なものを出す必要があるのではないか。
- 本文全体を公開するほか、概要版として、パンフレットのようなものを用意する予定である。
- 関係住民の意見聴取に対する基本的なスタンスが違っているのではないか。原案の説明 会ではなく、意見を聞いて原案をつくり、整備計画を立てていくものであるはず。委員 会、地元住民、市町村長のある程度の納得が得られる具体的なものとする必要がある。
- 基本的には意見が収束することが一番大切と思っている。今回のスケジュールについては、これまで遅れてきた経緯もあり、河川管理者の目標として示している。状況に応じて柔軟に対応したいと考えている。
- FAX等で意見を聴取する案が出ているが、「記述に関する」という表現では文章づくりに 終始している印象を受けてしまうため、修正して欲しい。

(5) その他

• 小松委員からの提供資料「大和川市民ネットワークだより 第7号」について説明がな された。

2. その他

一般傍聴からの意見は特になし。

以上